

令和7年度の取組について

令和6年度「自動車運送事業に係る視野障害対策ワーキンググループ」

自動車運送事業に係る視野障害対策に向けた検討

事業用自動車総合安全プラン2025(令和3年3月策定)

- 事業用自動車の安全対策に関する中長期計画における講ずべき施策として「視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨」を明記。



自動車運送事業に係る視野障害対策ワーキンググループ(令和3年12月～)

- 事業用自動車の運転者の視野障害によって発生しうる交通事故の抑止に向け、専門的見地から視野障害を早期に発見し治療を促すための検査の普及方策に係る検討を行うため、本ワーキンググループを設置。



視野障害対策マニュアル策定(令和4年3月)

- 自動車運送事業者に対し運転者の視野障害が原因となる事故の抑止に向けて事業者が取り組むべき内容をまとめたマニュアルを令和4年3月に策定。

協力: 日本視野画像学会

自動車運送事業者における
視野障害対策マニュアル
(最終案)

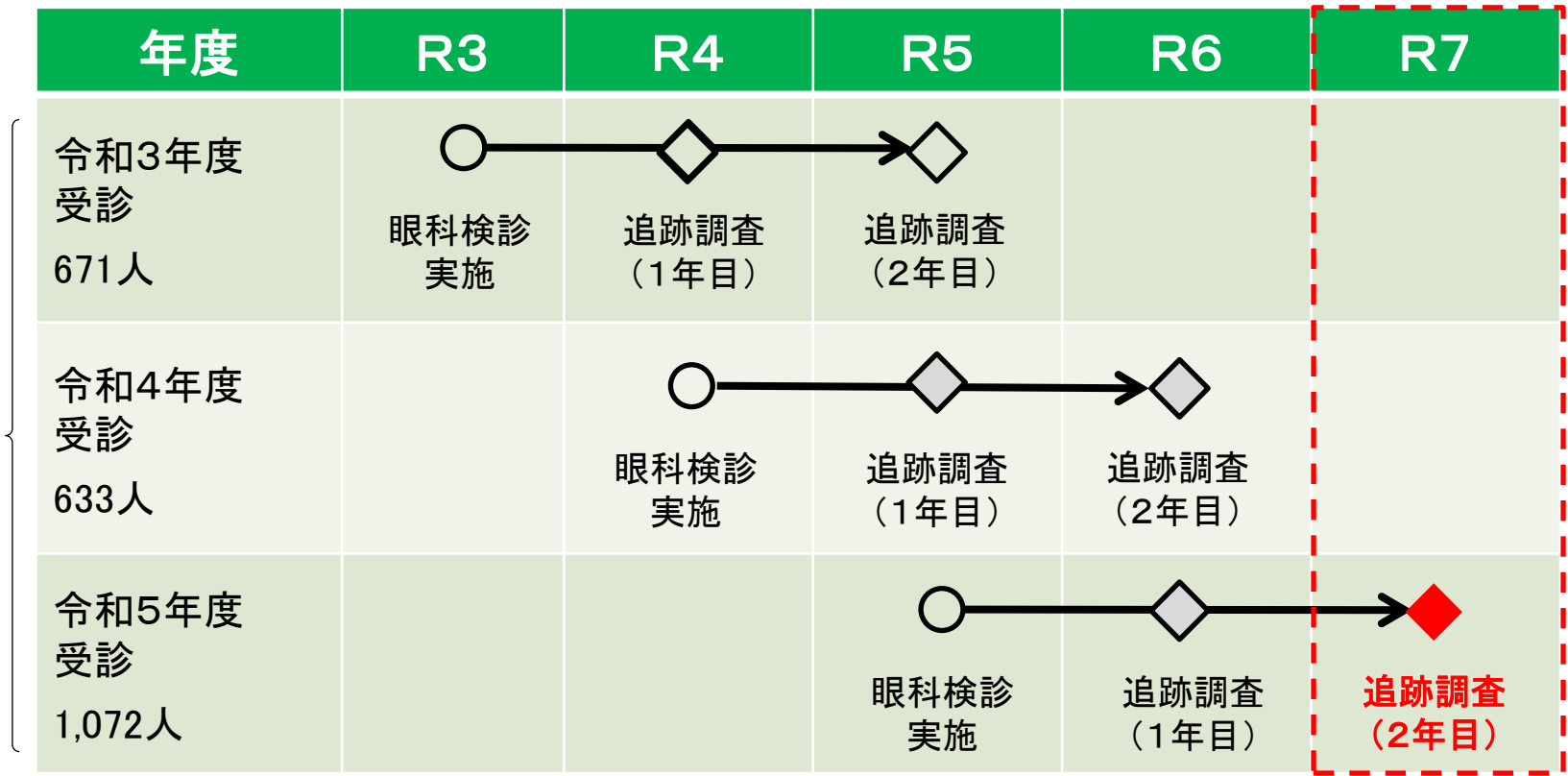


令和4年3月0日
国土交通省自動車局

眼科検診普及に向けたモデル事業 (令和3年度～7年度)

- モニター事業者の運転者が眼科検診を受診し、視野障害の発症や治療の有無、勤務状況、事故発生の有無等について調査し、眼科検診を活用した健康確保の取組の手法を検討し、事業者への周知・普及を図る。

眼科検診実施
運転者合計
2,376人



令和7年度は

- 令和5年度受診者の2年目追跡調査
- 眼科検診モデル事業の5年とりまとめ

を実施していく

眼科検診モデル事業では、眼科検診により、視野障害の原因疾患となる疾病(疑い含む)が発見され、早期発見早期治療による効果が確認されていることから、以下を重点にまとめていく。

- 眼科検診による効果について

- 治療により勤務制限なく運転ができるようになった事例のまとめ

- 眼科検診の有効な運用についての具体的な好事例

- 眼科検診後に事業者が取り組む方策に関して、具体的な好事例

- モデル事業参加事業者へのインタビューを実施し、
特に運転者に対しての精密検査受診勧奨のアプローチについて重点的に確認

眼科検診受診、精密検査受診率向上に向けて

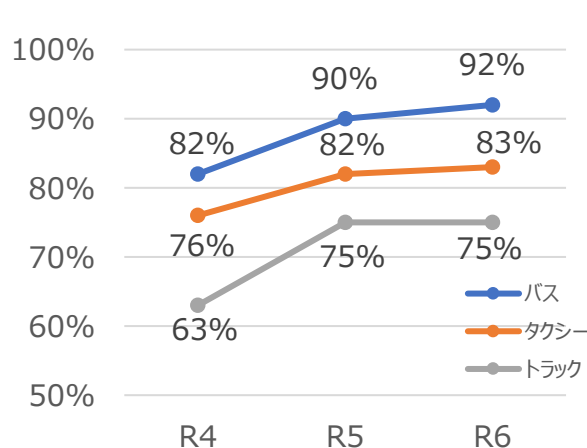
眼科検診モデル事業をきっかけに、視野障害への注目度が上がってはきているが、現状の課題は下記

- ・ 自覚症状がないため、運転者は受診に消極的、事業者はフォローしづらい
- ・ 受診に係る費用負担
- ・ 眼科検診受診後のフォロー（精密検査受診まで繋がらない）

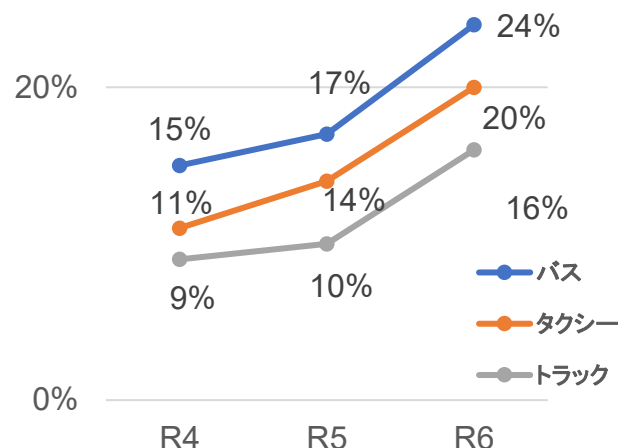
マニュアル等を通じてさらに早期発見早期治療の重要性を周知していく必要がある。
また、事故と視野障害の関係性についても調査していく必要がある

●視野障害対策マニュアルの認知度

※令和4年3月策定

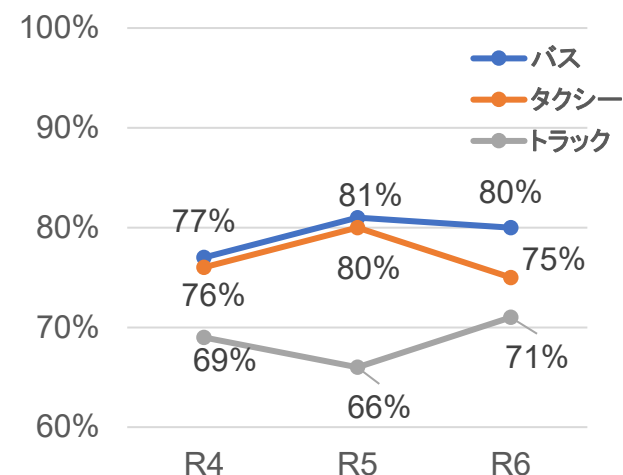


●視野障害スクリーニング検査を受診させている



●視野障害スクリーニング検査の必要性を感じている

（スクリーニング検査を受診させていない場合）



令和6年度 健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査より（バス、タクシー、トラックの各400事業者程度のアンケート結果）

(参考)各種スクリーニング検査を受診させていない理由(上位3項目)

種類	バス	タクシー	トラック
SAS スクリーニング検査	1. スクリーニング検査費用が高額 2. 受診施設が近くでない 3. 人員配置上、受診させる 余裕がない	1. スクリーニング検査費用が高額 2. 精密検査費用が高額 3. 受診施設が近くでない	1. スクリーニング検査費用が高額 2. 人員配置上、受診させる 余裕がない 3. SAS起因の事故が過去にない
脳血管疾患 スクリーニング検査	1. スクリーニング検査費用が高額 2. 精密検査費用が高額 3. 人員配置上、受診させる 余裕がない	1. <u>スクリーニング検査費用が高額</u> 2. <u>精密検査費用が高額</u> 3. 人員配置上、受診させる 余裕がない	1. 人員配置上、受診させる 余裕がない 2. スクリーニング検査費用が高額 3. 精密検査費用が高額
心疾患 スクリーニング検査	1. スクリーニング検査費用が高額 2. 精密検査費用が高額 3. 導入予定だが、まだ受診に 至っていない		
視野障害 スクリーニング検査	1. 導入予定だが、まだ受診に 至っていない 2. <u>スクリーニング検査費用が高額</u> 3. <u>精密検査費用が高額</u> 3. 受診施設が近くでない		1. 人員配置上、受診させる余裕が ない 2. <u>スクリーニング検査費用が高額</u> 2. <u>視野障害起因の事故が過去に ない</u>

(上記以外の項目) ・運転者が受診してくれない ・所見が出た際の対応方法が分からない ・その他

概要

- 先進安全自動車（ASV）、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの機器等の普及を促進し、事故の削減を図るため、自動車運送事業者に対して、対象機器等の補助を行う。

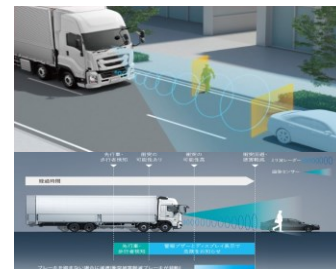
○先進安全自動車（ASV）の導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2
- 【対象機器】
 - ・衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）
 - ・ドライバー異常時対応システム
 - ・後側方接近車両注意喚起装置
 - ・統合制御型可変式速度超過抑制装置
 - ・事故自動通報システム
 - ・アルコール・インターロック
 - ・車輪脱落防止検知システム
 - ・道路標識注意喚起装置 等

車輪脱落防止検知システム



衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）



○過労運転防止のための先進機器の導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2
- 【対象機器】
 - ・遠隔点呼機器、自動点呼機器
 - ・運行中における運転者の疲労状態を測定する機器等



ドライバーの
居眠り感知・警報装置

○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2、1/3
- 【対象機器】 デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー（一体型を含む）



○社内安全教育の実施支援

- 【補助率】 実施費用の1/2、1/3
- 【対象メニュー】
 - ・ドライブレコーダー等を活用した安全運転教育
 - ・バスドライバーの実地型教育 等

専門的な知見を有する外部の専門家のコンサルティングを通じて、事業者の安全意識の向上を図る。

○健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

- 【補助率】 実施費用の1/2
- 【対象検査】 SAS、脳血管疾患、心疾患、視野障害等のスクリーニング検査

主要疾患を未病段階で発見し治療に繋げることで、健康起因による事故防止を図る。

事故報告規則に基づく、自動車事故報告書等について、国交省が健康管理マニュアル等でスクリーニング検査を推奨する以下の疾病について、発生した事故との因果関係を把握するために、その受診状況について報告を求めることを明示するように、通達改正実施（令和6年10月※）

対象疾病：脳疾患・心臓疾患・睡眠時無呼吸症候群（SAS）・視野障害

※施行は令和7年4月

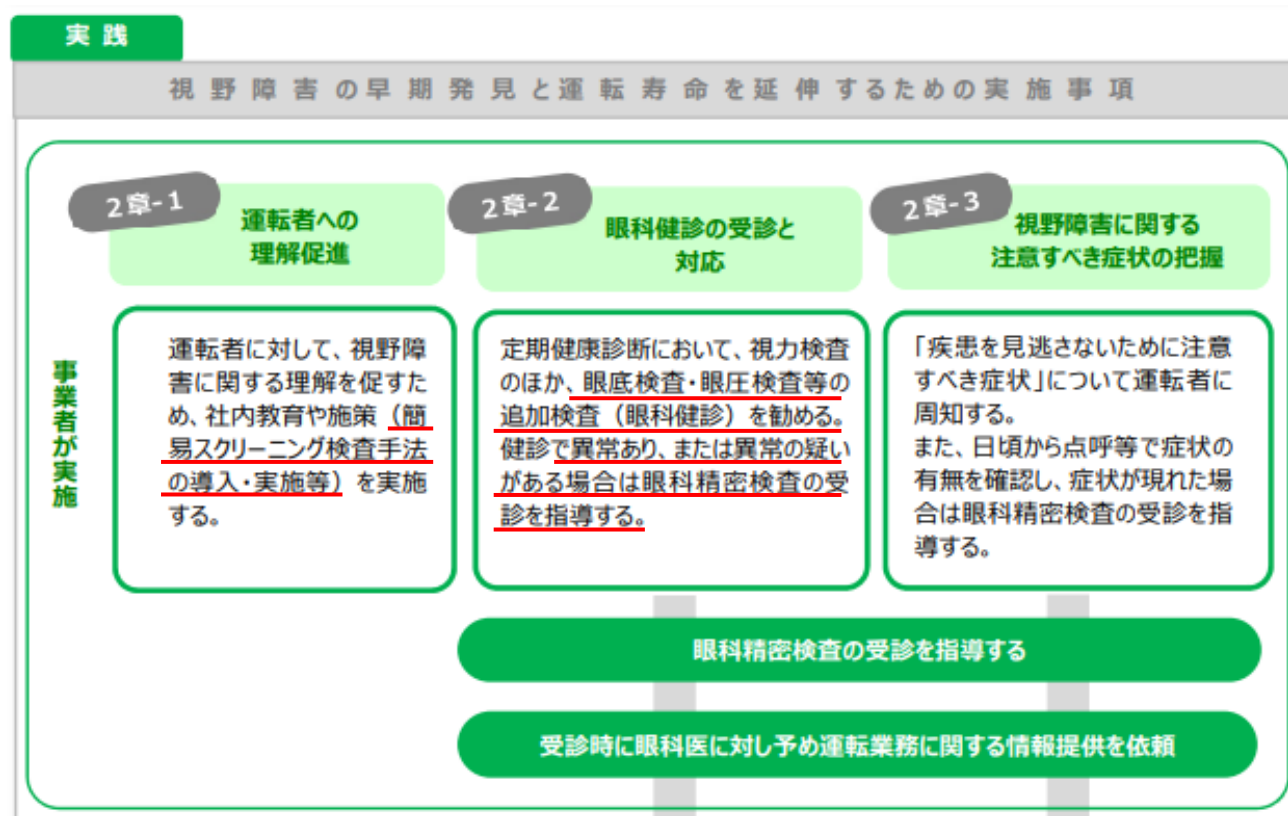
【参考】自動車事故報告書等の取扱い要領の該当部分

3. 当該運転者に関する事項
(1) 健康状態の把握状況

新(改正後)	旧(改正前)
①健康診断の受診状況 ②注意事項精密診断(検査)の状況 ③脳疾患、心臓疾患のスクリーニング検査の受診状況 ④事故前後の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査の受診状況 ⑤事故前後の睡眠時無呼吸症候群精密診断(検査)の状況 ⑥事故前後の視野障害スクリーニング検査の受診状況 ⑦事故前後の視野障害精密診断(検査)の状況 ⑧加療の状況	①健康診断の受診状況 ②注意事項精密診断(検査)の状況 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) ③加療の状況

- ・「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」における眼科検診の位置づけについて、その必要性をより強調して記載する内容としていく。
- ・精密検査受診、治療継続の重要性を事業者、運転者にさらに理解していただく内容としていく。
- ・運転者にまで視野障害対策の必要性を理解してもらうため、専門用語を極力少なくした、ビジュアルな簡易版を優先的に作成し、周知を行っていく。

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」より抜粋



視野障害対策のステップ(案)

